

先行市町条文比較表

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成 23 年 9 月 21 日条例第 18 号	○白老町自治基本条例 平成 18 年 12 月 15 日条例第 30 号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成 20 年 3 月 11 日条例第 2 号 改正 平成 23 年 12 月 9 日条例第 21 号	○基山町まちづくり基本条例 平成 22 年 9 月 30 日 条例第 22 号	○朝来市自治基本条例 平成21 年 3 月30 日条例第 2 号	○福崎町自治基本条例(仮称)
八雲町は、北海道の南に位置し、日本海と太平洋の二つの海を有する自然の恵み豊かなまちです。平成17年(2005年)10月に、それぞれの歴史を刻んできた八雲町と熊石町が合併し、新しいまちが誕生しました。 八雲町に暮らし、働き、学ぶ私たちは、先人のたゆまぬ努力によって培われてきた歴史と伝統を継承し、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、八雲町民憲章の理念を尊重し、力強くまちづくりを進めていかなければなりません。私たちを取り巻く社会の環境や人々の価値観が刻一刻と変化する中で、まちづくりとは何か、自治とは何かが問われています。 私たちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのは私たち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちを治めていきます。 自治の主体は町民であるということを基本とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを守り育てながら未来を担う子どもたちに引き継ぐため、ここに八雲町自治基本条例を定めます。	私たちのまち白老は、豊かな太平洋（うみ）、多くの清流、緑いっぱいの山々とポロトの森に囲まれた自然あふれるまちです。 私たちは、アイヌの人々や先人が築いた輝かしい歴史と文化のもとに集い、学び働き、暮らし、多様な産業を育みながら、心豊かに元気なまちづくりを今日まで進めてきました。 私たちは、まちづくりの主体として、協働の精神のもと、将来にわたり力を合わせ、自らのまちを自ら守り、育てることにより、次代を担う子どもたちに引き継ぐ責任があります。 そして、私たちは、自治の仕組みを制度として確立し、さらなる自治の推進を図ることとで、「しあわせを感じるまち」を実現するため、白老町自治基本条例を制定します。	私たちのまち開成は、酒匂川の清流に恵まれた、田園の緑あふれる人情豊かな町です。 私たち町民は、「学問、知識を開発し、世のために務めを成す」という町の名の由来にもなった「開物成務」という精神を大切にし、先人から受け継いだ自然や歴史、文化を尊重して、助け合い自治の心でまちづくりを進めてきました。こうした自治の伝統は、将来にわたり継承すべきまちづくりの財産です。 開成町の自治は、町民のためのものであり、私たちは、すべての人が安心して暮らせるふるさととして守り育てていくため、町民自らが主役となり行動していきます。 議会及び町長は、このような住民自治の精神にのっとり、町民の信頼にこたえ町民と協働して町政を運営していかなければなりません。 ここに、私たちは、開成町の自治の理念を共有し、更なる発展のため、あじさいのまち開成自治基本条例を制定します。	基山町の先人達は、自然の恵みの中で、地域を守り、育み、培ってきました。 これからは地方分権の流れの中で、基山町のまちづくりは、自ら考え、決定し、行動し、責任を持つことが求められています。 私たちは、町民主役のまちづくりを基本理念とし、町民・議会・町の執行機関が情報を共有して、相互に協働し、英知と情熱を傾け「人と自然が輝くまち、きやま」を作るため、この条例を制定します。	私たちのまち朝来市は、市川と円山川の源を発する美しい山々に抱かれた田園など豊かな自然に恵まれるとともに、丹波や播磨の地と交わる但馬の要衝の地にあります。 また、浪漫を伝える多くの古墳や、古寺・古社、城跡とまつりなどの歴史文化遺産とともに、銀山をはじめとする時代の産業遺産を有しています。 私たちは、先人のたゆまぬ努力と営みによって大切に守り育てられてきたこれら地域の財産を未来に継承するとともに、いつまでも住み続けたい、住み続けられるまちをつくっていくことを願っています。 私たちは、朝来市民憲章を踏まえながら、一人一人がまちづくりの担い手として、基本的人権を尊重して、考え行動し、ともに助け合いながら市民自治のまちづくりを実現するため、朝来市の最高規範として、ここに朝来市自治基本条例を制定します。	

先行市町条文比較表

2 基本的な考え方、方向性

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成 23 年 9 月 21 日条例第 18 号	○白老町自治基本条例 平成 18 年 12 月 15 日条例第 30 号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成 20 年 3 月 11 日条例第 2 号 改正 平成 23 年 12 月 9 日条例第 21 号	○基山町まちづくり基本条例 平成 22 年 9 月 30 日 条例第 22 号	○朝来市自治基本条例 平成21 年 3 月30 日条例第 2 号	○福崎町自治基本条例(仮称)
第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、八雲町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を定め、町民の役割並びに議会及び行政の役割並びに責務を明らかにし、住みよい八雲町をつくるための基本的な事項及び制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。 (用語の定義) 第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人並びに団体をいいます。 (2) 議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成する議事機関をいいます。 (3) 行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (4) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。 (5) まちづくり 明るく活気にあふれ、住みよい八雲町をつくるための公共的な活動をいいます。 (6) 協働 町民、議会及び行政が、互いに知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力し、行動することをいいます。 (基本理念) 第3条 私たちは、八雲町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によってまちづくりを進めることを	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、白老町における自治の基本理念と基本原則を定め、町民、議会、町長及び行政の役割を明らかにするとともに、それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立することにより、自主自立のまちづくりを進め、自治を実現することを目的とします。 (定義) 第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者及び町内で事業活動を営む者をいいます。 (2) 執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) 町 執行機関及び議会をいいます。 (4) 町民活動団体 町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。 (基本理念) 第3条 私たちは、まちづくりの主体として、自らの手で自らのまちを創っていかうとする意思を明確にし、考え行	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、町における自治の基本理念を定めるとともに、町民、議会及び執行機関の役割や責務を明らかにし、町民主体の自治の推進を図ることを目的とします。 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 町 町民、議会及び執行機関によって構成される自治体をいいます。 (2) 町民 住民(町内に住所を有する者をいいます。以下同じ。)、町内で働く者、学ぶ者及び事業活動を行うものをいいます。 (3) 執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (4) 共助 町民同士が地域の中で助け合うことをいいます。 (5) 協働 町民、議会及び執行機関が、町の課題解決のために対等な立場で、お互いに補い合い協力することをいいます。 (基本理念) 第3条 町は、町民による自治活動を基本に、町民同士の共助を大切にした町民主体の自治を推進します。	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本町のまちづくりに関し基本的事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責務、議会及び町の執行機関(以下「町」という。)の役割と責務を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 町民 町内に住所を有する個人、町内の事業所に勤務する個人、町内の学校に在学する個人及び町内で活動する事業者その他の団体をいう。 (2) 町民活動団体 福祉、文化及びスポーツ等、ある特定の社会活動分野において、同じ目的を持ち、町内を中心に活動している団体をいう。 (3) 地域コミュニティ 共同体意識又は連帯感を持って生活する町内の一定の地理的区域を基盤とする町民、諸団体などで構成され、地域の暮らしを支えあう集団をいう。 (4) 協働 町民、議会及び町がそれぞれの立場と特性を尊重しながら、自己の役割と果たすべき責務を認識し、相互に補完、協力し合いながら活動する営みをいう。 第2章 基本的な考え方 (基本理念) 第4条 まちづくりは、次に掲げる基本理念により推進するものとする。	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、市民自らが考えて行動し、ともに助け合いながらまちをつくるという理念のもと、まちづくりにおける基本的な事項を定め、市民、市議会及び市長等のそれぞれの役割及び責務等を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市 基礎自治体としての朝来市をいう。 (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4) まちづくり 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、住みよいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。 (5) 市政 まちづくりのうち市議会及び市長等が担うものをいう。	

先行市町条文比較表

2 基本的な考え方、方向性

基本とします。 (1) 私たちのまちは私たちでつくるという明確な意思をもって、考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる住みよい八雲町の実現をめざします。 (2) 協働の精神を大切にして、課題を見いだし、解決に努め、常に進歩するまちづくりをめざします。 (3) まちづくりを次世代に引き継いでいく持続可能な地域社会の創造をめざします。	動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します。 2 私たちは、前項の規定の実現に向け、平和を願い、環境を守り、次代を担う子どもたちを育み、学び、働くことを通じて、将来にわたりまちづくりに取り組みます。	2 町民、議会及び執行機関は、それぞれの責務と役割に基づいて、自治の推進に努力するとともに、お互いの自主性を尊重しながら協働して住みよい町の維持・発展に努めるものとします。 3 町は、地方自治の本旨に基づいて、自立した自治体としての運営をめざします。	(1) 町民は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、自らの意思と責任において、積極的にまちづくりに参加し、行動するよう努めるものとする。 (2) 町民、議会及び町は、相互理解のもと協働してまちづくりを進めるものとする。 (3) 町民活動団体は、その特定の社会活動を通じて、協働のまちづくりを図るものとする。 (4) 地域コミュニティは、地域自治の役割を認識し、地域のまちづくりを図るものとする。 (まちづくりに参加する権利) 第5条 町民は、まちづくりに参加する権利を有する。 2 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。 3 前項の知る権利は、基山町情報公開条例（平成13年条例第20号）及び基山町個人情報保護条例（平成16年条例第6号）に基づき、行使されなければならない。		
(基本原則) 第4条 私たちは、次に掲げる原則に基づきまちづくりを推進します。 (1) 町民主体の原則 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会及び行政へ信託します。 (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報を共有します。 (3) 参加の原則 まちづくりは、町民の主体的な参加の下に行われることを基本とします。 (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働してまちづくりを行います。		第2節 社会参画 (対等な社会参画) 第7条 町は、男女をはじめすべての町民が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるように努めなければなりません。 (子ども) 第8条 町は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務があります。 2 子どもはその年齢に応じて、地域活動に参加し、自らの意思を表明することができます。	(協働の原則) 第6条 町民、議会及び町は、この条例の目的を達成するため、それぞれの立場に応じて自主的かつ積極的に必要な役割を果たすとともに、お互いの立場を尊重し、あらゆる機会において対等となるよう努めなければならない。	(まちづくりの基本原則) 第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる事項を原則として推進されなければならない。 (1) 参画と協働の原則 まちづくりの主体である市民の意思を反映させるとともに、市民、市議会及び市長等が相互理解のもとに協働で推進すること。 (2) 情報の共有の原則 市民、市議会及び市長等がそれぞれ保有するまちづくりに関する情報を共有しながら推進すること。 (3) 自律と共助の原則 自らできることは自ら行い、一人一人の多様性を認	

先行市町条文比較表

2 基本的な考え方、方向性

第12章 最高規範 （最高規範） 第50条 この条例は、八雲町における自治の基本的事項を定める最高規範として位置づけます。 2 町民、議会及び行政は、まちづくりに関する全ての活動において、この条例を誠実に遵守しなければなりません。 3 議会及び行政は、他の条例及び規則等の制定改廃並びにまちづくりに関する計画の策定又は変更を行うときは、この条例の内容を遵守し、整合性を図らなければなりません。	第7章 最高規範と見直し （まちづくりの最高規範） 第35条 私たちは、本町の自治制度に関する最高規範であるこの条例を誠実に遵守し、これに基づいてまちづくりを進めます。 2 私たちは、本町の政策執行に関する最高規範である総合計画に基づいてまちづくりを進めます。 3 町は、この規範にのっとり、自治の実現に向けた基本的な制度の整備と、町政執行のための基本的な計画の体系化に努めます。	（条例尊重義務） 第28条 この条例は、町政運営の基本原則であり、他の条例の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければなりません。	（条例の位置付け） 第3条 町民、議会及び町は、本町のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 町は、まちづくりの基本的な制度がこの条例に定める事項と整合するよう整備しなければならない。	め合い、助け合いながら持続的に推進すること。 （最高規範性） 第31条 この条例は、市の最高規範であり、市は、他の条例及び規則等並びに各種計画等を、この条例の内容に則し、整合を図らなければならない。	
---	---	--	--	--	--

先行市町条文比較表

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成 23 年 9 月 21 日条例第 18 号	○白老町自治基本条例 平成 18 年 12 月 15 日条例第 30 号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成 20 年 3 月 11 日条例第 2 号 改正 平成 23 年 12 月 9 日条例第 21 号	○基山町まちづくり基本条例 平成 22 年 9 月 30 日 条例第 22 号	○朝来市自治基本条例 平成21 年 3 月30 日条例第 2 号	○福崎町自治基本条例(仮称)
第5章 町民 (町民の基本姿勢と役割) 第21条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めるものとします。 2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めるものとします。 3 町民は、常にまちづくりに関心を持ち、積極的に参加し、互いに助け合い、支え合い、安心して暮らせるまちづくりに努めるものとします。 4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。 5 町民は、まちづくりに関して、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとします。 6 町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。 7 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、町民ぐるみの子育ての推進に努めるものとします。 (町民の権利) 第22条 町民は、議会及び行政の保有する情報について、知る権利を有します。 2 町民は、町政に参加する権利を有します。 3 町民は、町政について意見を表明し、提案することができます。 4 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。	第4章 町民 第1節 町民の基本事項 (町民の役割と基本姿勢) 第12条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。 2 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。 3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するよう努めます。 (町民の権利) 第13条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。	第2章 町民 第1節 町民の権利及び責務 (町民の権利) 第4条 町民は、安全で安心できる生活を営む権利を有します。 2 町民は、自治の主体であり、町政及び地域の自治活動に参加する権利を有します。 3 町民は、町政に関する情報を知る権利を有します。 (町民の責務) 第5条 町民は、自治の主体であることを自覚し、自治を推進するために行動する責務があります。 2 町民は、町政参加にあたって、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。 (事業活動を行うものの責務) 第6条 町内で事業活動を行うものは、地域社会を構成する一員として、社会的責任の重要性を認識して暮らしやすい地域の発展に努めなければなりません。	第3章 役割と責務 (町民の役割と責務) 第9条 町民は、地域社会を構成する一員として、自らの責任と役割を認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。 2 町民は、まちづくりが多様な主体のまちづくり活動によって行われていることを認識し、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。	第2章 まちづくりの主体 第1節 市民 (市民の権利及び責務) 第4条 市民は、まちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、互いの自由な発言や行動を認め合いながら、市政に関する認識を深めてまちづくりに寄与するよう努めるものとする。 (事業者の社会的責任) 第5条 市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体は、事業活動を行うに当たり、地域社会を構成する一員としての社会的な役割を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。	

先行市町条文比較表

3－1 町民の役割

5 町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益な扱いを受けません。 (事業者の役割) 第23条 事業者とは、その本拠の有無に関わらず、町内で事業活動を行う者をいいます。 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めるものとします。 3 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくりの活動を尊重し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。					
--	--	--	--	--	--

先行市町条文比較表

3－2 議会の役割

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成 23 年 9 月 21 日条例第 18 号	○白老町自治基本条例 平成 18 年 12 月 15 日条例第 30 号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成 20 年 3 月 11 日条例第 2 号 改正 平成 23 年 12 月 9 日条例第 21 号	○基山町まちづくり基本条例 平成 22 年 9 月 30 日 条例第 22 号	○朝来市自治基本条例 平成21 年 3 月30 日条例第 2 号	○福崎町自治基本条例(仮称)
第 7 章 議会 (議会の設置) 第28条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。 (議会の役割) 第29条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。 2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。 3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。 (議会の権限) 第30条 議会は、八雲町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。 2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。 (議会の責務) 第31条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。 2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。 (議員の責務) 第32条 議会の議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。 2 議会の議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めるものとします。 3 議会の議員は、政策立案能力、自治	第 5 章 議会 第 1 節 議会の基本事項 (議会の役割と責務) 第15条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成する議事機関として、議決事項を慎重に審議し、合議制によって、町の意味を決定する役割を有します。 2 議会は、情報共有と町民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。 (議会の権限) 第16条 議会は、条例の制定、改正及び廃止などの立法の権限を有します。 2 議会は、予算、決算、財産及び政策執行等に関わる意思決定の権限を有します。 3 議会は、執行機関に対する調査及び監査請求などの監視の権限を有します。 (議員の責務) 第17条 議員は、町民から選ばれた代表として、公益の実現に努める責務を有します。 2 議員は、議員としての能力を高めるため、自己研鑽に努める責務を有します。 3 議員は、政治倫理に基づいた誠実な活動を行う責務を有します。 (議会の組織) 第18条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。 第 2 節 議会運営 (議会の会議) 第19条 議会は、本会議のほか、行政の調査、監視及び積極的な政策形成を行うため、必要な会議を設置します。	第 3 章 議会及び議員 (議会の責務) 第 11 条 議会は、常に町民の意見の把握に努め、町民の意思を町政に反映させるように努めなければなりません。 2 議会は、町民に開かれた場でなければならず、議会活動に関する情報の公開と説明をするよう努めなければなりません。 (議員の責務) 第 12 条 議員は、町全体のために活動し、この条例の理念に基づいて、公正かつ誠実に職務を遂行するよう努めなければなりません。	第 2 章 基本的な考え方 (議会の役割と責務) 第 12 条 議会は、議決機関としての責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨むとともに、公正かつ誠実で、町民に開かれた議会運営に努めなければならない。 2 議会は、町政運営が町民の意思を反映して適切に行われるよう、調査及び監視するとともに、その状況等を町民に公表しなければならない。	第 2 節 市議会 (市議会の役割及び責務) 第 6 条 市議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される市の意思決定機関であり、適正に市政運営が行われているかを監視する機関としての役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。 (議員の責務) 第 7 条 議員は、市民の信託に応え、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。	

先行市町条文比較表

3－2 議会の役割

立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めるものとします。 4 議会の議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めるものとします。 5 議会の議員は、八雲町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めるものとします。 （議会運営） 第33条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。 2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当でないときは、非公開とすることができます。 3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めるものとします。	2 議会の会議は、自由な討議を基本とします。 3 議長及び委員長は、会議に出席させた説明員等に、質問及び意見を述べさせることができます。 4 議会の会議は、原則公開とします。ただし、公開することが不適当と認められる場合は、その理由を公表して非公開とすることができます。 （議会活動の充実） 第20条 議会は、調査権の行使及び町民提案等の活用を図り、政策提案を行うよう努めます。 2 議会は、まちづくりの理念に掲げる「しあわせを感じるまち」を実現するため、課題等を的確に把握し、議会活動における質疑の充実に努めます。 3 議会は、会期外においても、町民の意思の反映を図り、その自主性、自立性に基づき、まちづくりに関する調査研究に努めます。 （議員等の能力向上） 第21 条 議会は、議員等の政策立案能力、立法能力及び審議能力を高めるための研修を充実します。 2 議会は、議会活動の記録とともに、その活動の充実を図るための情報及び資料を整備します。 3 議会は、まちづくりに関する政策を調査研究するため、必要に応じて政策研究会等を設置します。				
--	--	--	--	--	--

先行市町条文比較表

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成 23 年 9 月 21 日条例第 18 号	○白老町自治基本条例 平成 18 年 12 月 15 日条例第 30 号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成 20 年 3 月 11 日条例第 2 号 改正 平成 23 年 12 月 9 日条例第 21 号	○基山町まちづくり基本条例 平成 22 年 9 月 30 日 条例第 22 号	○朝来市自治基本条例 平成21 年 3 月30 日条例第 2 号	○福崎町自治基本条例(仮称)
第 6 章 コミュニティ (コミュニティの定義) 第24条 コミュニティとは、町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。 (コミュニティの役割) 第25条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとしします。 2 コミュニティは、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとしします。 3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとしします。 4 コミュニティは、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができます。 (コミュニティにおける町民の役割) 第26条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、多様なコミュニティを組織します。 2 町民は、地域社会の担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとしします。 (行政の役割) 第27条 行政は、コミュニティの自主性と自律性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、適切な支援を講じるものとしします。	第 2 節 町民活動 (町民活動) 第14条 町民は、自ら行う町民活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。 2 町民は、前項の規定に基づき組織された町民活動団体の役割と活動を尊重します。 3 町は、学習機会の提供などにより、町民活動団体の支援に努めます。	第 3 節 町民活動 (地域の自治活動) 第 9 条 町民は、共助の精神に基づき、地域の自治活動に積極的に参加、協力することに努めるものとしします。 2 町は、地域の自治活動の重要性を認識し、その発展と育成に努めるものとしします。 3 町民は、地域の自治活動に参加しないことを理由に、不利益を受けることはありません。 (町民公益活動) 第 10 条 この条例において「町民公益活動」とは、自発的、自主的に行われる非営利の活動で、社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とするものをいいます。 2 執行機関は、町民公益活動の重要性を認識し、その活動を促進するための施策を講じるよう努めるものとしします。	(町民活動団体及び地域コミュニティの役割と責務) 第 10 条 町民活動団体及び地域コミュニティは、自らの活動がまちづくりに果たす役割を認識し、自立した団体として意思決定の過程を明らかにしながら、住みよいまちづくりの推進に積極的に関わるよう努めなければならない。	第 4 章 市民自治 (コミュニティの形成) 第 14 条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。 (地域自治協議会の設立) 第 15 条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織（以下「地域自治協議会」という。）を設立することができる。 2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。 (1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。 (2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。 (まちづくり活動への支援) 第 16 条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。 2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。 (生涯学習の推進) 第 17 条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。 2 市長等は、市民のまちづくりに関す	

先行市町条文比較表

2 行政は、コミュニティから協議及び提案を受けたときは、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるよう努めるものとします。				る学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。	
---	--	--	--	---	--

先行市町条文比較表

○八雲町自治基本条例 平成22年3月23日条例第3号 改正 平成 23 年 9 月 21 日条例第 18 号	○白老町自治基本条例 平成 18 年 12 月 15 日条例第 30 号	○あじさいのまち開成自治基本条例 平成 20 年 3 月 11 日条例第 2 号 改正 平成 23 年 12 月 9 日条例第 21 号	○基山町まちづくり基本条例 平成 22 年 9 月 30 日 条例第 22 号	○朝来市自治基本条例 平成21 年 3 月30 日条例第 2 号	○福崎町自治基本条例(仮称)
第 8 章 行政 （町長の設置） 第36条 町民の信託に基づき、八雲町の代表機関として、町長を置きます。 （町長の責務） 第37条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するため、町民の信託に応え、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を有します。 2 町長は、行政執行の代表者として、公正かつ誠実に行政を執行し、町民に対する自らの政治責任を果たす責務を有します。 （行政の職員の責務） 第38条 行政の職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。 2 行政の職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、全力を挙げて職務を遂行します。 3 行政の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに横断的連携を密にするとともに、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識の習得並びに能力の向上に努めるものとします。	第 6 章 行政 第 1 節 行政の基本事項 （町長の責務） 第23条 町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進していく責務を有します。 2 町長は、町民の負託に応えるため、職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制を整備していく責務を有します。 （職員の責務） 第24条 職員は、町民との信頼関係を深め、公正で適正に職務を遂行する責務を有します。 2 職員は、まちの課題に対応する施策の立案及び町民が求め望むことに的確に対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。	第 4 章 町長等 （町長の責務） 第 13 条 町長は、常に町民全体の福祉の向上のために職務を遂行し、町民のための町政を行わなければなりません。 2 町長は、町民の意向を適正に判断し、町政の課題に対処しなければなりません。 3 町長は、この条例を遵守し、条例の理念に基づいて職務を遂行しなければなりません。 （他の執行機関の責務） 第 14 条 町長を除く執行機関は、その職務に応じて、町長と同様の責務があります。 （町職員の責務） 第 15 条 町職員は、町民全体のために働く者として、この条例を遵守し、公正に職務を遂行しなければなりません。 2 町職員は、職務を適切に推進するために必要な能力の向上に努めるとともに、町民との協働の原則に基づき、職務を遂行しなければなりません。	第 3 章 役割と責務 （町の役割と責務） 第 13 条 町は、町民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高いまちづくりを行わなければならない。 2 町は、まちづくりにあたり、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民が参加しやすい制度の整備に努めなければならない。 3 町は、まちづくりを行う町民の自主的、主体的な活動を尊重するとともに、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、権利の保障、拡大に努めなければならない。 4 町は、まちづくり活動に対して、必要に応じてこれを支援するものとする。 （町長の責務） 第 14 条 町長は、この条例の趣旨を尊重し、町民の自主的なまちづくりと町と町民による協働のまちづくりを推進するため、広く町民の意向を的確に把握し、町民の信託に応えなければならない。 （町職員の責務） 第 15 条 町職員は、この条例の趣旨を尊重し、町民の視点や意向を十分に理解し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。	第 3 節 行政機関 （市長等の権限及び責務） 第 8 条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として市を統轄し、市を代表する。 2 市長は、この条例に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 3 市長以外の執行機関は、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して市政運営に当たらなければならない。 （職員の責務） 第 9 条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めなければならない。 2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組まなければならない。	